

「貸金業者向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対する意見書

2009年6月3日
日本弁護士連合会

金融庁は、5月8日付けで「貸金業者向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）を公表し、意見を募集している。そこで、当連合会も以下のとおり意見を述べる。

意見の趣旨

- 1 「貸金業者向けの総合的な監督指針の一部改正（案）」 - 2 - 6（1）の改正案につき、制限利率に基づく引き直し計算による「債権の減額」は「債権額の確認」に改めるとともに、以下の点を追加すべきである。
 - 「過払金を返還すべき場合にその義務を誠実に履行する態勢になっているか」
 - 「債権残高の情報について指定信用情報機関に対して訂正の申出すべき場合にこれを速やかに行う態勢になっているか」
 - 「確認された債権額に対して過大な請求をすることのないよう契約内容を適正に確認し、かつ適正な説明をする態勢になっているか」
- 2 同 - 2 - 10（1）ハbの改正案につき、「貸付契約」を「貸付け」に改めるとともに、以下の点を追加すべきである。
 - 「例えば、極度方式貸付けに係る契約に基づき反復継続して貸付けを行ってきた顧客に対して更なる貸付けを謝絶する場合、信義則の観点から顧客の理解と納得が得られるよう、原則として時間的余裕をもって説明することとしているか」
- 3 同 - 2 - 11の改正案につき、以下の点を追加すべきである。
 - 「総量規制導入以前から自社貸付けも含めて返済能力を超える貸付けが既に行なわれており、それによって顧客が返済に困難を来している場合に、返済能力を超える返済を強いることにならぬよう、適切な相談・助言機関を紹介することに努めているか」
- 4 同 - 2 - 18の改正案 については、この規定を削除すべきである。

意見の理由

- 1 - 2 - 6（1）の改正案について
 - （1） 利息制限法の制限利率に基づく引き直し計算によって法律上有効な残債権額が確認され、又は過払金の存在が確認された場合は、債務者等に対する恩恵ではなく、法律上の義務の履行として当事者間の取引関係を正しく改めるとともに、指定信用情報機関に登録されている個人信用情報を訂正する必要がある。
 - （2） 法律上有効な残債務額が確定されたという事態は、「債権の減額」ではなく「債権額の確認」とするのが正しい表現である。
 - （3） 引き直し計算に関して多数の最高裁判例が蓄積され、法律上の争点はかなり整理された。特段の争点がない事案についてまで、債務者等または債務者等であった者に対して「裁判を起こして下さい」「弁護士や認定司法書士に依頼して下さい」などと言って過払金返還義務の履行を引き延ばすのは、相手の法律的知識が十分

でないことに乗じ、過度の負担を求めるとともに、債務者の権利行使を妨げるものである。さらに、約定に従った支払を要求し続ける場合は、法律上義務のない者に支払を求めているものと言わざるを得ない。貸金業者は、過払金を返還すべき場合にはその義務を誠実に履行すべきである。

(4) 指定信用情報機関に誤った残高情報が登録されていると、債務者等の経済活動の自由に対して不当に不利な影響を与える。特に総量規制の導入後においては、債務者等の与信の途が閉ざされる結果をもたらしかねない。貸金業者は、債権残高の情報について指定信用情報機関に対して訂正の申出をすべき場合にはこれを可及的速やかに行う態勢をとるべきである。

(5) 引き直し計算によって債権額が確認された場合、これによって算定される「返済期間及び返済回数」を改めて説明する必要がある。また、残高スライド方式の場合には「各回の返済金額」も正しく改めなければならない。これらの対応によって自転車操業から抜け出る機会を掴める債務者は、現時点においても多数存在する。また、貸金業者は、総量規制の導入後において義務のない支払を求めることで債務者等を支払困難に陥らせることのないように注意を尽くすべきである。

さらに、確認された債権額に比して過大な請求をすることのないようにするとともに、契約内容を的確に確認し、かつ正確な説明をする態勢をとるようすべきである。

2 - 2 - 10 (1) 八bの改正案について

日本貸金業協会は、多数の顧客が総量規制に抵触する見込みであるとの調査結果を2009年2月25日に公表した。

総量規制の導入後、法律に従って貸付けを謝絶すること自体は適法ではあるが、長年にわたる取引の経過から反復継続して貸付けを受けることについて期待している債務者に対し、総量規制の導入後は貸付けが不可能となることが予測される場合には、信義則上、その事実を予告し注意を喚起する措置を取ることが求められる。債務者等の利益の保護のため必要がある場合には、利息制限法による引き直し計算の可能性を教示したり、適切な相談・助言機関を紹介したりするよう努めるべきである。

従って、貸金業者は、例えば、極度方式貸付けに係る契約に基づき反復継続して貸付けを行ってきた顧客に対して更なる貸付けを謝絶する場合、原則として信義則の観点から顧客の理解と納得が得られるよう、時間的余裕をもって説明することに努める態勢を整えるべきである。

3 - 2 - 11の改正案について

過剰貸付けは結局、支払能力を超える支払いを強いることで債務者を破綻させることから総量規制が定められることになった。従って、総量規制の導入後において単に過剰貸付けをしなければ良いというだけではなくて、当該貸金業者もその原因の一端を担って既に生み出してしまった多重債務者に対し、支払能力を超えた支払を強いることで債務者を破綻させることを回避するため、自らがなした過剰貸付けの後始末を適切に行うことも求められる。そこで、貸金業法12条の9が適切な相談・助言機関

を紹介する義務を定めている趣旨を活かし、債務者が返済条件の見直し等の機会を得られるようにすべきである。

従って、貸金業者が総量規制導入以前から自社貸付けも含めて返済能力を超える貸付けを既に行なっていることから、結果として顧客が返済に困難を来している場合に、返済能力を超える返済を強いることのないよう適切な相談・助言機関を紹介することに努めるべきである。

4 2 - 18の改正案について

監督指針の新設は、「貸金業者が、貸付債権について委託又は譲渡を受けて、管理又は回収を業として行う場合には、弁護士法等の規定に抵触しないか確認を行なっているか」というものになっている。

しかしながら、ここで問題となっている弁護士法73条は、「何人も、他人の権利を譲り受けて、訴訟、調停、和解その他の手段によって、その権利の実行をすることを業とすることができない」とするものであり、この唯一の例外として債権管理回収業に関する特別措置法は、債権回収会社につき営業許可（同法3条）を与えている。従って、貸金業者が譲渡する債権は、同法の特定金銭債権（同法2条）であることから、債権回収会社以外が管理回収を業とすることはできないものである。なお、例外である債権回収会社が、貸金業者の貸付債権を特定金銭債権として請求する際には、同法18条5項により利息制限法超過部分を請求することが禁止されている。

なお、貸金業法24条1項は、貸金業者の債権譲渡に関する規制を規定しているが、これは債権譲渡によって、貸金業者に対する種々の行為規制が潜脱されることの無いよう、譲受人に対しても行為規制を及ぼすことにより資金需要者の保護を図るものであるとされている。従って、本改正案によって、上記弁護士法73条や債権管理回収業に関する特別措置法の例外を定めたものではないことは明らかである。

上記のとおり、現行法体系では、監督指針新設が対象とする貸金業者が管理回収を業とするという場合を想定することはできない。とすれば、かかる規定を設けることにより本来、弁護士法73条や債権管理回収業に関する特別措置法に違反している行為をあたかも適法なものとして監督するかのような誤解をあたえることからかかる規定を設けるべきではない。

以上